令和６年　第３回（定例）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第４日）

令和６年３月22日（金曜日）

議事日程（第４号）

令和６年３月22日　午前９時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

日程第３　町長提出第57号議案　令和５年度旧津和野町役場第２庁舎撤去工事請負変更契約の締結について

日程第４　町長提出第58号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１０号）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

日程第３　町長提出第57号議案　令和５年度旧津和野町役場第２庁舎撤去工事請負変更契約の締結について

日程第４　町長提出第58号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１０号）

出席議員（11名）

１番　道信　俊昭君	２番　大江　　梨君
４番　米澤　宕文君	５番　横山　元志君
６番　沖田　　守君	７番　御手洗　剛君
８番　三浦　英治君	９番　田中海太郎君
10番　寺戸　昌子君	11番　川田　　剛君
12番　草田　吉丸君	

欠席議員（なし）

欠　　員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長　中田　紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	島田　賢司君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	益井　仁志君
税務住民課長 ……	山下　泰三君		
つわの暮らし推進課長 ……			宮内　秀和君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君
農林課長 ……	小藤　信行君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	青木早知枝君
選挙管理委員会委員長 ……			森元　　眞君

午前９時00分開議

○議長（草田　吉丸君）　おはようございます。引き続いてお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから４日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は１１名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、９番、田中海太郎議員、

１０番、寺戸昌子議員を指名します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．一般質問

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序５、１０番、寺戸昌子議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　おはようございます。議席番号１０番、日本共産党の寺戸昌子です。通告に従いまして、２項目の質問をさせていただきます。

まず最初は、防災についてです。

自然災害はいつ発生するか分かりません。近年では増加傾向でもあります。能登半島地震の経験から、防災体制の強化を行う自治体が出てきております。施政方針においても防災体制の整備を進めていくことを述べられておられますが、次のことを質問いたします。

自主防災組織の結成や防災士資格の取得促進の支援について。

１、自主防災組織の目標達成の目途はついたのでしょうか。

２、防災士資格を取得する方が増えてきましたが、資格取得後の活動を支援するためにも、集い話し合える場が必要だと考えます。町内防災士の連絡会を組織することが必要ではないでしょうか。

次に、防災備品の準備についてです。

１、災害に備えて自治会単位、自主防災組織単位での最低限の備えが必要だと考えますが、行政が考える最低限の備えを示すことはできないのでしょうか。

２、能登半島地震の避難所では、「段ボールベッド」、「安心できる清潔なトイレ」、「女性の着替える場所」などで困ったとの声が上がっていました。津和野町に十分な備えはあるのでしょうか。

次の質問です。住宅の耐震改修について。

１、津和野町には益田市、浜田市金城町にかけて分布する活断層の弥栄断層が存在します。町内には、能登半島地震のような大規模な地震が起きた場合、崩壊の可能性がある住宅が多数存在します。住宅の耐震改修工事は進んでいるのでしょうか。

２、住宅の耐震改修工事より低価格で地震に備えられる「耐震ベッド」や「耐震シ

ェルター」に補助を行ってはどうでしょうか。

次に、防災ハザードマップについてです。

洪水浸水想定区域図の更新をして、各戸配布が行われるのは令和６年度と聞いておりますが、令和６年度のいつになるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、皆さん、おはようございます。１０番、寺戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災についてでございます。

まず、津和野町内における自主防災組織は、本年２月に須川地区自主防災組織を新たに結成いただき、現在２６．１％となっております。津和野町総合振興計画における目標値５０％が達成できていないところではありますが、防災学習会等を通じて自主防災組織の結成を呼びかけているところであり、引き続き目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

防災士は、防災に関する十分な意識と一定の知識・技能を修得され、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されます。津和野町内においても、その全てを把握することは困難ですが、津和野町防災士資格取得支援助成金の活用実績を踏まえ、資格取得者は徐々に増加しており、自主防災組織等の活動の中心的な役割を担うなど、地域で活用の動きが広がりつつあるものと感じております。防災士は、自分から動くことが原則とされ、地域や職場などで各々が活動されていることと思いますので、防災士の連絡会の組織につきましては、防災士の方々の意向なども踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次の御質問でありますけれども、防災備蓄につきましては、緊急時に持ち出す物やライフラインが復旧するまで生活するための物、避難先で長く生活するための物など、状況や人によって必要なものに違いがあります。防災対策の基本は自助であり、最低限の備えとして何が必要かをそれぞれにお答えいただくことも重要と考えておりますが、自治会や自主防災組織等で備えることは、自助を共助で補うことにつながるものですので、取組事例等を参考に対応を検討してまいりたいと考えております。

現在、本町では、ルームタイプの避難所用間仕切り６０台、折り畳み式簡易ベッド

６０台、段ボールベッド４０台、テントと簡易トイレのセット２台などを確保しているところでございます。これらが大規模災害への備えとしては十分とはいえませんが、限られた予算の中で保管スペースの確保にも配慮しながら、引き続き、必要な物資の備蓄に努めてまいりたいと考えております。

次の質問でございますけれども、住宅の耐震改修工事の進捗についての御質問でありますが、民間の住宅について建築年や改修の状況等の情報を把握することは困難であり、耐震改修工事の進捗状況について把握することはできないことを御理解ください。

耐震ベッド、耐震シェルター等の設置に要する費用の補助についての御提案ですが、現時点で、それら制度の創設については考えておりません。

本町におきましては、木造住宅の耐震化を促進する施策として、木造住宅の耐震診断または耐震改修に要する費用の一部を補助する津和野町木造住宅耐震化等促進事業の制度がございますので、そちらを活用いただきたいと考えております。

先日、この１月に発生した令和６年能登半島地震における住宅の被害は、浸水によるものも含めて８万棟を超えたとの報道があったところです。この地震の影響で、町民の方々の防災意識も更に高まってきたのではないかと感じております。更に、町民の方々が津和野町木造住宅耐震化等促進事業制度を御活用いただけるよう、改めて広報誌等で広く周知を図りたいと考えております。

次の御質問でありますが、防災ハザードマップについては、令和５年度事業として更新に係る業務を委託し、作業を行っているところでございます。令和６年度に全戸に配布することとしており、時期につきましては、概ね５月末までに配布をしたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　自主防災組織についてなんですけど、組織率が少しずつ上がってきてはいるとは思うんですが、まだまだ５０％にも満たないということで、数字だけ見れば、半分の町民の皆さんが自主防災組織というものの組織がないということなので、早急に力を入れてやっていただけたらと思います。

幸いなことに、防災士の資格を取られている方が増えているということなので、そ

の方達と一緒に行政が取り組んでいっていただけたらなと思います。

防災士の方からもちょこちょこお話を頂いていて、やっぱり自主防災組織がないと、いざというときに動くのが大変難しいんじゃないかという御意見も頂いています。よろしくお願いします。

その防災士の方々は、以前は補助が少ないっていうこともあって、なかなか取得される方が少なかったんですけど、今、たしか全額補助、取得のための何かお金は全額補助していただいているということでよかったですかね。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　議員おっしゃるとおり、今、全額補助はしております。

先ほど来、議員のほうから発言のありました自主防災組織の組織率についてでございますが、令和５年度の、この定例庁議の一般質問の際にも、それから令和５年度の６月のこの一般質問でもお答えさせていただいておりますが、令和５年度の３月のときには１２組織で２４％、それから６月の一般質問のときには１３組織で２５．９％、それから、今、先ほど町長も申し上げましたとおり、先般、先月に須川地区が自主防災組織を新たに結成を頂いたことから２６．１％と、徐々にではありますけれども伸びておるところです。

なかなか、目標であります５０％までにはほど遠いというところではありますけれども、徐々に町民の方も自主防災組織についての意識が上がってきているのかなというふうなところではございます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　少しずつ上がってきているのはとてもありがたいことだけど、もうちょっと加速をと思っています。

防災士の方が全額補助を頂くこともきっかけになって、手を挙げて試験を受けに行かれたり、今、ページング放送でも「浜田で今度あるから、皆さん、受けてください」というような呼びかけもされているので、すごい頑張っておられるっていうか、行政もやる気だなっていうのを感じるんですけど。せっかく資格取られても、個人でなかなか難しいので、お互いに防災士の方々が励まし合って、うちの地域ではこうい

うやり方をしながら、こうやって防災のことを地域の皆さんとやっているよとかいうのを、意見交換ができる連絡会っていうか、何かそういう会があると、防災士の方も、もう一歩進んでやっていただけると思うので、ぜひ連絡会をつくっていただけたらと思います。

防災士の方何人かから、町内の方、誰が防災士を取っているのかよく分からないとか、いろいろ相談したいけど誰と相談しようかとか。県の組織とかそういうのはあるらしいんですけど、やはり町内で組織があるとありがたいなという声を聞いているので、ぜひ行政の声かけでやっていただけたらなと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　防災士の取得につきましては、今年度、令和５年度では６名の方が防災士に合格をされております。ちなみに、昨年度の令和４年度では２名の方が防災士のほうに合格をされて、今、活躍をされております。

先ほど議員おっしゃるとおり、これは島根県のほうが防災機構から委託を受けまして、実践、研修をしたりしておって、その分に津和野町も乗っかっとるわけですけども、なかなか、じゃあ、例えば大学とか、民間の、いわゆる事業所というか大学あたりは、やっぱりこれも同じように委託を受けてやっております。したがいまして、そこで取られた方っていうのが、どのぐらいおられるのかっていうのは把握もしておりませんで……。したがいまして、津和野町でどのぐらい持っておられるかっていうのは、実は把握はしておりません。したがいまして、こうして、町のほうが、我々が推奨しております県のほうのこうした研修を受けて取られた方については、また把握をしておりますので、そういった方には、またそういったことも声をかけていきたいなというふうに考えておるところです。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　ぜひ、うちの津和野町の補助を受けられた方から、横のつながりで声が広がっていくっていう可能性も大きいので、よろしくお願いします。

次は、防災備品のことについて、もうちょっとお伺いしたいんですけど。

最初に、自治会とか自主防災組織でこれぐらいはそろえとったほうがいいよっていうものが、行政として何か示せないかなっていう提案をさせていただいたんですが、それは自主防災組織をつくられた方も、「こんぐらいでいい」「これは、こんぐらいそろえとったらいいかな」とか、いろいろ、「こっちも必要なんじゃないかな」「ああ、でも、それは必要じゃないよな」とか、いろんな議論が起こるそうなんです。ですので、最低限はこのくらいはあったほうがいいなというのが、なかなか示すのは難しいかもしれませんが、ほかの事例を探していただいて、こんなんあるよっていうのを示していただけたらと思います。お答えの中にも、事例を参考に検討していきたいと答えていただいているので、ぜひやっていただけたらと思います。

それから、備品についての２番目の、どのくらい津和野町に十分な備えがあるのかなっていう質問に対して、いろいろ、段ボールベッドが４０台とかお答えいただいたんですが、トイレがとても困ったっていう話を能登半島の地震のときにお聞きしました。清潔なトイレで用を足したときの、あの安心感は忘れられない、みたいなお声をテレビで話されていた方もおられます。ですので、簡易トイレのセットが２台っていうことは、据置きのトイレで簡易的にビニール袋をかぶせたりするトイレと、別個に簡易トイレがつけられるっていうことですかね。ちょっとこの辺、詳しく説明いただけたら。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　簡易トイレにつきまして、大変申し訳ない、ちょっと詳しく私も調べておりませんで、どういった物かっていうのは分かりませんけれども。

今、トイレの関係で申し上げますと、今のそういった簡易トイレも２台ほど持っておるというのは、今、先ほど町長の答弁にもございましたけども、２台かな。（発言する者あり）数台持っておるというのはありましたけども、そのほかにも、例えば――トイレに関していいますと、トイレに関して言いますと、例えば、いわゆるプラスチックの組立ての簡易便座、これが７０個、今現在のストックですけども。それから、これ、薬剤のみの簡易トイレっていうのが約、これが１万３，６００回分、今、うちの津和野町のほうでは備蓄をしております。

まだまだ、なかなか限られた予算の中で、少しずつでも、必要であればお声を聞いたりして準備はしておるところですけども、なかなか満足いくところにはなっておりませんが、そうしたことで徐々に準備はしておるところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　何か、今お聞きしたら、ちょっと安心がありました。

それで、そろえる物の中で、ハイゼックス袋というものがとても便利だよというのを防災士の方からお聞きしました。それは何かっていうと、お米を入れて水入れて、沸騰したお湯の中に入れとけばお米が炊き上がるというもので、「そのお米を炊き上げるために使ったお湯もほかに使えるし、お湯が汚れないからほかのいろんなことにも使えるし、とても便利な物で町にはちゃんと用意してあるのかな」っていうお声を頂きました。それを言われた理由が、ローリングストックっていうことで、お湯だけ入れれば御飯になるものとか、備蓄としておうちでためとってもローリングしようと思いながら、もう使ったらその後買うのを忘れていたとかよくあるんですが、このハイゼックス袋というのがあると、自分の家にある米を使って、水を使って炊くことができるので、そういうローリングストックをする必要がなく、「ハイゼックス袋があれば、水と米とそれがあれば大丈夫なんだよ、とても便利だと私は思いますよ」っていう声を頂いたので、町にあるのかなというのを……。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　議員おっしゃるとおり、そういった声があるのはお聞きをしております。したがいまして、津和野町でも実は準備をしております。今言ったハイゼックス袋って、炊飯器ですよね。そういったハイゼックス袋というのは７００袋、今、津和野町ではストックをしておるところでございます。

必要があれば、そういったようなところで、備蓄をまた増やしていったらということも考えたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　安心しました。

それでは、住宅の耐震改修のことに移ります。

耐震改修の補助を前からしてきていただいているんですけど、かなり昔から耐震改

修については補助がついていて、その前の診断するための補助も最近ついたという記憶があります。ちょっとその辺の経緯が、いつから診断にお金がついたとか、もし分かれば教えていただきたいのと、それを利用して耐震改修をどのくらい町民の方がされているのかなっていうのをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　耐震改修についての御質問でございますが、今、議員おっしゃったとおりですね、津和野町には、この住宅の耐震改修に係る補助制度がございます。それで例年、各地区の嘱託員さんを通して広報誌によりまして、木造住宅の耐震化促進事業、耐震診断と耐震改修に関わるもの、あと、これともう一つ、ブロック塀の補助ですね、直すための補助というものの、この２点について住民の皆様に広報誌等でアナウンスしとるところでございます。

それで、そういったことで実施しとるところでございますが、木造住宅の耐震改修につきましては、ちょっと最近、アナウンスしとるんですけど実際の事例がございませんで、令和２年度に１件ございました。

一方で、ブロック塀等につきましては令和２年度に２件、令和３年度に１件、令和４年度はございませんでした。それと本年度、令和５年度は２件の実績がございます。

そういったことで、今後も木造住宅の耐震化促進事業につきましては、新年度におきましても実施する予定でございますので、広く住民の皆様に周知を図りたいと考えとるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　せっかく補助つけていただいてても、ブロック塀のほうはぽつりぽつり利用されているようですが、木造住宅の改修のほうがなかなか進んでいない、令和２年に１件っていうのは、ちょっとこれから先進んでいくっていう希望も何かないような、ちょっとこれは心配極まりないっていうか、実際に地震が、能登半島みたいな大きな地震が起きた場合に、潰れて住宅の下敷きになって亡くなられる方っていうのはたくさんおられて、今回、能登半島の地震で机の下に入って助かったっていう事例も紹介されたりしていました。昔から、小学校の地震の訓練なんか

では机の下に潜ったりしていましたけど、本当にそれは役に立つんだなというのを感じたんですけど。

なかなか、この住宅の改修が進まないっていうのは、やはり改修することが高額であるっていうことと、これから何年この家に住んでいくんだろうっていう、その両方の気持ちが、住宅の持ち主の方にあると私は思います。ですので、もうちょっと安い金額で命を守る方法として、私は、先ほど提案させてもらいました耐震ベッドとか耐震シェルターというのを補助していただきたいなと思っています。

それは、いろんな形の物があるんですけど、例えば、ベッドそのものを囲って、たんすが倒れてきたり上から天井が落ちてきたりしても、そのベッドだけは潰れないで助かるので、そこで寝ている人は助かるっていう物です。家全体を潰れないようにするには、多分１００万単位とかかかったりするんじゃないかという気がするんですが、そういう物を提案させてもらって、住民の皆さん１人でも利用していただいて、万が一、地震があったときに１人でも多くの人の命を助けてもらいたいっていう思いがあって、これ前回も提案させてもらったけど、今回も提案させてもらっています。あまりいいお返事を頂いていないんですが、ぜひやっていただきたいんですが駄目でしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　議員御提案いただきました耐震ベッド、耐震シェルターにつきましては、前回も御質問いただいたときに、ちょっと私のほうが存じ上げておりませんので、その後いろいろ勉強させていただいたところでございます。

それで、県外ですが他自治体において、こういう制度を導入しとるところがございました。それで、今申されます耐震シェルター――これ、部屋型というんですかね――耐震費用が４０万、５０万円かかるということも、そこの自治体の一例でございました。

また、防災ベッドにつきましても３５万円から５０万円程度ということでございまして、それに対して補助を行っとる自治体があるということも確認させていただいたところでございます。

それで、こういったこと本当、御提案ありましたとおり、ぜひ実施したらいいんで

すけど、やはり、ちょっとそこの自治体のほうのいろいろ条件を確認させていただきました。そういたしますと、皆さんが防災意識を持たれて、いろいろなそういうものを検討されて購入されていかれることはすごくいいことだなと感じるところでございますが、やはり行政が支援することに対しましては、一定の条件が必要になってくるかと思っております。

それにつきまして、うちの木造耐震化促進事業についても同様でございますが、耐震診断による――判定ですね、判定による数値が条件となってきておるようでございます。他自治体におきましても、この防災シェルター、防災ベッド導入に当たりましては、最初に木造耐震診断を実施していただいて、その評定値がある一定の基準より下回った場合に、こういった補助を利用していただくというような状況になっているとのことを私も確認したところでございます。

そういったところがございますので、まず当課といたしましては、先ほど申し上げました木造住宅の耐震化促進事業、これを今後も広く皆さんに周知を図りたいと思っておりまして、まずは皆様の御自宅がどのような状況か、耐震が必要かどうかということを把握いただいた上で、次のステップに行っていただけたらなと考えておるところでございます。

先ほども申し上げましたが、なかなか耐震診断も実施していただけていない状況でありますが、この１月の能登半島地震の影響も踏まえまして、住民の皆様の防災意識に対します考え方は、より一層高まってきたのではないかなと私も感じとるところでございますので、更に、この耐震化促進事業を周知を図って、その次にある一定の皆さん、そういう反響がありましたら、次のステップとして御提案いただいたことについて、耐震ベッド等について考えていきたいなと、今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　私としては、この耐震ベッドなどに補助をつけるということがあれば、耐震診断をする方も増えていくんじゃないかと思います。耐震診断の方が増えてってから耐震ベッドというのだったら、ちょっとこのまんま令和２年に１件ていうそのスピードとあまり変わらないっていう気がするんです。

やっぱり、万が一のことがあったらっていうことで、地震は、まあ、起きないだろうっていう感覚が、もう大体皆さん、まあ、大丈夫だろうっていう感覚でおられるけど、でも、まあ、備えなきゃいけんから備えるかっていう感じですが、来るときはいつか来る、万が一来たときには大変なことが起きるということで、その万が一に備えてくださいよっていう呼びかけをするのが、やっぱり行政側の仕事だと思うので、ぜひ、これをきっかけに皆さんのおうちで、家に潰されて町民の方が亡くなられるような、そんな悲劇は一軒でも少なくするように、津和野町の、守っていっていただきたいんですけど、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　これは、住宅の耐震化に関する御質問かと思っておりますが、我々、豪雨災害、それから地震、そうしたものを全般的に災害対策本部を設置しながら防災・減災対策に努めるということが、我々町政の中でも一番重要な責務だろうというふうにも思っているところであります。

少し質問からそれてはいけませんけれども、毎年、全国的に地震もそうですし、豪雨災害も発生しております。

津和野町も毎年何回も大雨警報が出まして、そのたびに災害対策本部を設置をして、本当に夜通し警戒に当たるという年が、毎年起こっているという状況ですし、それから、実際に平成２５年には、豪雨災害に見舞われたところでありまして、私自身もそのときの惨状というのは目に焼き付いている状況で、毎年毎年、災害対策本部を設置するたびにそのときの光景がよみがえってきて、それが非常にプレッシャーになっているし、そして、そのプレッシャーは、やはり危機感といういい方向に変えていかなきゃならないということとともに、また、あのときに経験したことも何とか生かしていきたいということで、２５年災から約１０年たっておりますけれども、いろいろな対策をやってきたというところでございます。

そうした中で、いろいろ防災・減災といってもやるべきことは多岐に及んでおりまして、今日もいろいろ議員からも御指摘を頂いているようなことも含めということで、まだまだできていないところも多数あるわけでありますので、一つ一つ解決をしていかなければならないというふうに思っております。

特に、やはり自助、共助、公助と言われる中で、我々公助としての責任というものもしっかり果たしていかなきゃなりませんが、いわゆる自助、共助という部分は、まさに住民の皆さんの意識を醸成していくということが大事でありますので、またそこにも必要に応じて予算もつけながら、解決に向けた取組をしていきたいというふうにも思っております。

そうした中でありますけれども、例えば、いろいろまだ町民の皆さんが御要望いただいているようなところで、障がい者の方々の専用の避難所でありますとか、それから、今、ペットも家族ということで、避難勧告を出して、自分だけ避難するわけにはいけない、ペットも連れていきたい、だけどもペットを連れていくと一般の避難所では周りの皆さんに迷惑をかかると。だから、ペット専用の避難所もそろえてほしいとか、いろいろ御要望も頂いているわけであります。

我々も何とか解決しようと思っているんですが、なかなか人員態勢のことも含め、解決にまだ至っていないということで、申し訳ないというような思いの中ではあります。

だから、そういう、いろんな防災・減災ということにおいて、やらなければならないことを一つ一つ解決をしていきたい。ただ、それぞれ予算が伴うものでありますので、全てを一緒くたに解決できるということにはならないというのが、私の思いでございます。

今、御質問の耐震ベッド、それから耐震シェルターですね、ここの御質問への回答に入っていきたいと思いますけれども、そういう限られた予算をどのように有効に使っていくかという中で、今日も御質問をお聞きしながら、いわゆる耐震ベッドと耐震シェルターの有効性ということはしっかり理解をしたつもりでもございますから、もう少しお時間を頂いて、いわゆる限られた予算の中で、ここにいつ使っていくのかとか、いつからやるべきなのかとか、その辺をもう少し検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　防災にどこまで備えるかは、本当、切りがないって言われれば切りがないので、今、提案させていただいたので、これをきっかけにいろ

いろ前に進んでいただけたらなと思います。

能登半島の地震を受けて、いろんな自治体が防災強化に向かって進んでいるということも、ニュースでお聞きしました。よろしくお願いします。

それと、待ちに待っている防災ハザードマップ、あれ、洪水浸水想定区域図っていうのがない地域、浸水するかもしれないっていう思いを持ちながら、その図がないので判断がしにくいとか、思い切った行動に取れないとか、いろいろお声を頂いているのですが、待ちに待って今年度できるということで、５月末までに配布ということで、出水期までに配布ということで、ここでお話しいただいたので、ぜひ出水期までに配っていただけたらなと思います。

では、次の質問に移ります。次の質問は、買い物支援についてです。

施政方針において「買い物支援の充実」と述べられています。どのように充実するのか、質問をさせていただきたいと思います。

買い物支援、シャープさんが取り組まれてからずっと見守ってきたっていうか、いろんな声をお聞きしながら、意見も出しながら来ました。最初はなかなか使いづらいもので、こんなんで大丈夫かなっていう意見が結構あったんですけど、最近は、とても頼りにしているとか、いろいろお聞きしています。そして今回、行政が一手に責任持ってやっていたところから、民間に委ねるということで、おいおい、大丈夫かよっ、ていう声を頂いたりもしています。ですので、そういうことをちょっとしっかり、どのようにこう民間がやるところをカバーしていくのか、持続が可能な制度になるのかっていうところを質問させていただこうと思います。

まず最初に１番目ですが、現在行われている高齢者等見守り及び買い物支援サービスの概要と運営状況、利用者の状況をお伺いします。

２番目に、４月から行われる新しい買い物支援サービスの概要をお伺いします。

３番目に、現在の利用者は、４月からの新しい買い物支援サービスに不安なく移行することができるのでしょうか。

４番目に、現在の利用者からはどのような声が上がっているのでしょうか。

５番目に、現在の買い物支援サービスでは見守り等福祉的役割も担っておりますが、新しい買い物支援サービスにもそれは引き継がれていくのでしょうか。

６番目に、買い物支援サービスを担う民間事業者への行政としての支援は行われるのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、買い物支援についてお答えをさせていただきます。

まず、現行の高齢者等見守り及び買い物支援サービスにつきましては、株式会社津和野開発を委託先として、町内全域を対象とした利用者から、電話またはファクスにて配達前日までに注文を受付し、翌日以降に配達するサービスを、水曜日を除く週４日実施しております。

運営状況については、総務省の集落支援員制度を活用し、５名の集落支援員を町が雇用し、電話受付から商品のピッキング、検品、伝票作成、配達などの一連の業務を実施しております。

令和６年２月末時点の登録者数は、津和野地域４０名、日原地域３２名の計７２名であり、平均年齢は８０歳を超えております。

２つ目の御質問でありますが、新しい買い物支援サービスといたしましては、対面販売方式の「移動スーパーとくし丸」と注文販売方式の「まごころ便」、２つのサービスとなります。

「移動スーパーとくし丸」では、地域活性化複合施設の指定管理者である株式会社丸久と連携し、個人事業主が販売パートナーとして利用者の玄関先まで伺い、駐車した場所で利用者に商品を選んでいただき、会計を行うものとなります。

現状の買い物支援サービスとは異なり、利用者が直接商品を見て、触って、感じて、選んで買い物を楽しむことが可能となります。

また、週に２回程度、利用者のお宅を訪問し、見守りと御用聞きの役割も果たします。

サービスの開始は、４月１日からとなります。

まごころ便につきましては、株式会社丸久が自社で展開しているらくらく便の津和野町バージョンとなります。サービスの内容は、現状の買い物支援サービスに加え、有限会社マルシンから事業承継した学校給食や各種保健福祉施設へ配送を行うものとなります。

サービスの開始は、学校給食や各種保健福祉施設への配送が３月２５日から、個人配送が５月中旬頃になるとお伺いしております。

３つ目の御質問でありますが、現在の利用者に対して、１月下旬から２月中旬にかけて新サービスへの意向確認を実施したところであります。５８名の方がとくし丸を希望されており、うち１２名の方が併せてまごころ便の利用を希望されております。

４つ目の御質問でありますが、サービスの変更に当たり、現行のサービス体系が変わること等に対して不安の声が上がっていることも事実としてございます。一方で、利用者から実際に見て選びたいという声もあり、今後はそうしたニーズへの対応も可能となります。

まずは、新サービスを体験いただき、利用者からの御意見を頂きながら株式会社丸久と協議の上、よりよいサービスの提供に向けて改善、検討をしてまいりたいと考えております。

５つ目の御質問でありますが、とくし丸、まごころ便ともに、週に１回以上は利用者の御自宅までお伺いすることとなりますので、見守り等の福祉的役割も担えるものと考えております。

６つ目の御質問でありますが、地域活性化複合施設の指定管理者である株式会社丸久に４月１日から買い物支援業務を委託することとしており、令和６年度当初予算に１，７８０万円を計上させていただいております。

業務内容は、まごころ便に加え、とくし丸の荷積みや荷卸しの補助、車両及び備品の維持管理等としております。

とくし丸につきましては、個人事業主として、指定された専用車両を購入する必要があり、購入費用の一部を負担金として交付することとしております。これは、令和５年度３月補正にて計上させていただき、承認を頂いております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　移動販売方式は、利用者の方が商品を見ながら物を買うということで、とても脳の活性化にもなるし、そこに集まってきた人達とも話ができるしということで、とても私は歓迎しております。ぜひ成功して、引き続き、ずっと津和野町を支えていただけたらと考えております。

その一方で、まごころ便、今までやっていた買い物支援と同じように、商品を持って行くっていうのがこのまごころ便になると思うんですが、これ、始まるまでに空白の時間が、４月はどうなるのかな。今までの買い物支援は３月で終わり、それから丸久さんにお任せして、まごころ便になるのは５月からというお答えだったと思うんですが、４月の間はどうされるのかなと思って。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　当面は準備期間等がございまして、あと、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、５８名の方はとくし丸のほうに移行されるという希望を頂いております。残りの方々につきましては、しっかり、その５月にスタートするまでにどういった形がいいのか、例えば、月曜日はデイサービスに行くけど火曜日なら空いているとか、そういうちょっと調査をしたいと思っています。

実際の買い物支援ということでは、なかなか、その１か月間はちょっと空白にはなりますが、大半の方が移動販売のほうに、「とくし丸」のほうに移行されていますので、そうした少人数の方々にはちょっときめ細かく対応しながら、本格的には５月１日スタートというふうに御理解いただければと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　ぜひ、きめ細かく対応していただきたいと思います。食べることですので、その１か月間、我慢することはとてもできないものなのでよろしくお願いします。

それと、移動販売というのは、なかなか利益が上げられないって今までお聞きしていたので、そのとくし丸さん、全国的に展開されていて、ホームページも見せていただいたので、福祉的な面にすごく力を入れておられる会社だなとは思うんですけど、移動販売で利益を上げることが、この少ない人口の地域で難しいんじゃないかとちょっと不安に思います。

とくし丸さん始めたけどやっぱりやめたなんてことにならないようにと思ってます。

とくし丸さんは、どうして、津和野町では維持できるっていうことで、行政はそれを後押ししようと思われたのか、とくし丸のやられるのは事業主の方が一人でされるということなので、その方といろいろ話しながら、とくし丸のほうとも話しながら、

丸久とも話しながらいろいろ進めてこられたと思うんですけど、ちょっと持続が本当に可能なのかという不安があるので、その辺、どうして踏み込んで行政がオーケーだと思われたのか、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　とくし丸の件ですが、これ、最初のきっかけはですね、国の消費者庁からとくし丸の御紹介がありました、津和野町に。

それはどういうことかと申し上げますと、先ほど議員がおっしゃったように、とくし丸さんが移動販売で全国的に展開されていると、全国のいろいろなスーパーと提携をして、移動販売者として事業実績を上げられておるということで国も実際推奨しています。

じゃあ、なぜ津和野町に来て採算が合うのというお話ですが、実際、とくし丸さんも当然企業でございますので、ある程度利益を出していかなきゃいけないということで津和野町でやるのであれば、どういった形がいいかというのはかなり経営シミュレーションはされております。

例えて申し上げますと、半径何キロ以内で何軒配達先がある、それが、更に配達ルートですね、それを、いわゆるマップ上に全部ポイント的に落としていきます。それで配送ルートを実際に組み上げてみて、津和野町でやると何軒を回れる、更に時間内にどのぐらいの人数が来られるというのを実際シミュレーションを何度もされて、今の買い物支援センターの会員数プラスアルファどのぐらいまでがいるとこれができるということの判断を頂いております。

これは、丸久ととくし丸と、我々も含めて実際のお客様のいろいろなシミュレーションをした上で、とくし丸でやれるという判断を最終的にしてもらっているということです。

我々は、とくし丸さんがもしそのシミュレーションの中で津和野町では難しいという判断をされたら、実際これは実現できなかったと思っております。なので、ある程度、とくし丸さん、それから丸久さんの商品力、そうしたことを全部ひっくるめてとくし丸さんも最終的に津和野町でできるということでスタートするものでございます。

なので、やってみて持続可能じゃなくなったとかという可能性、まあ、可能性はゼ

ロじゃありませんが、ある程度採算が取れるというふうに我々も見込んでおりますし、とくし丸さん自体も見込んでおるというのが今の現状でございます。

あと、とくし丸さんのスキームのいろいろな特徴として、実際個人事業主の方がどうだかというのを御心配されていましたけど、個人事業主が朝丸久の店舗に行ってピッキングをしてとくし丸の移動販売車に積んで回ります。回ったときに恐らく在庫が発生するリスクがございます。そのリスクは今度丸久が引き取るというような形のスキームになっております。なので、個人事業主も、そうした在庫リスクがゼロになりますので、そうしたあたりで非常にやりやすいということを伺っております。

なので、採算性部門についてはある程度、行政が直接やるよりは、リスクは軽減されて、民間の方々のそういった新しいスキームにのっとってやったほうが我々は持続可能ではなかろうかというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　とくし丸さんが結構綿密な計画をしっかり立てておられるということで、それで事業主さんにゴーを出したということを今お伺いしたんで、企業がゴーを出すということは結構いけるのかなという、いけるのか、と言ったらいけない持続可能なんじゃないかと思わせていただきました。

それで、持続が可能かということの中でもう一つ心配なのが、事業主さんが１人なので、病気になられたりけがをされたりしたときは、事業主さんも利益は落ちるんですけど、利用者の方は食品なので届かないなんてことになったらその辺はカバーできるんだろうかという不安があるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　そうしたリスクは確かにございます。

ただ、どう言いますか、行政がどこまで関わるかということもありますし、それはある意味、今、先ほど町長の答弁の中にありましたけど、今の買い物支援サービスも会員の方々の平均年齢は８０歳を超えております。かなり福祉的な意味合いもちょっと強くなっている側面があります。

実際、我々この買い物支援サービスをやるに当たって、医療対策課の包括支援センター等ともいろいろ協議を重ねてきて、どうした方々のお客さんがいるだとか、その

方々の状況等々も意見交換をしながらやってまいりました。なので、万が一そういうことが起きるとやっぱりそこら辺の、本当に困っている方のケアはちょっとそこはやっぱり課を超えてですね、我々だけでちょっとなかなかお客さんの顧客情報を全部把握できるかというとちょっと今度は難しくなってくることも想定されますので、しっかり福祉関連担当課と連携して、その辺は対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　やっぱり福祉面大きいところがあると思いますので、つわの暮らし推進課だけでは難しいなということも私も思いますので、福祉関係の方もしっかり連携していただいて、やっていただけたらと思います。

それからですね、人口が減っていくことでその利益が上がらなくなっていくということで、今すぐにじゃないですけど、多分１０年後とかにはちょっとこのシステムが難しくなるんじゃないかなというようなことは考えてはおられないですか。そこまでは見通しておられない。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　結論から申しますとそこまでは見通していません。人口減がなると、それ、当然マーケット自体が市場が小さくなるということですので、そういう懸念は当然あります。

実際その地域活性化複合施設、丸久さんもですね、当然この津和野町の、特に日原地域の人口推計は当然研究していらっしゃいます。そうした中で、今回出店を決意していただいたわけです。なので、そうした人口減に対してマーケットが縮小するリスクは当然企業側にもある中で、今回こうして官民一体となった新しいスタイルがモデルケースとなり得るという、昨日の町長の答弁の中にもありましたが、全国でもなかなかない事例を我々が全国のモデルケースとしてやろうとしているわけです。

なので、人口減のリスクはありながらそこに、まあ、そうした趨勢にあらがうような体制とか、インフラづくりをしていかないとなかなか難しいので、そういう、当然推計はリスクは頭にはありますけど、じゃあ、それがどうといって――どう言いますか、今のスキームを変えるということにはならないんじゃないかなというふうには考

えております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　よろしくお願いします。

それとですね、今、買い物支援を利用されている中には、家からちょっと出にくい方、家の中まで商品を持ってきていただいている方とかあったり、あとは、認知症で何回も何回も電話をかけてしまって商品を注文される方とかおられるのも、コンシェルジュの方がカバーしていろいろ「おばちゃん、昨日、先週もこれ頼んどったよね」みたいな感じで声掛けをしていただいていると思うので、その辺もこれからの買い物支援でカバーしていただきたいです。それも福祉面になると思うので、ぜひ他の課とも協力しながらやっていっていただきたいと思います。

町長が答えていただいた中に、株式会社丸久と協議の上によりよいサービスの提供に向けて改善、検討してまいりたいと思います、という回答を頂いています。ということは、これから先もしっかり行政が関わりながら持続ができるようにいろいろやっていくということでいいんでしょうか。この制度ができたから、もう民間よろしくね、という、そういう、ちょっと言い方は悪いけど、丸投げするんじゃないかという声も聞こえてくるので、私のところには、その辺しっかりフォローができていくのかということを、町長お聞かせいただけたら。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　当然のことながら、こうしてこのたび丸久さんが来ていただいて、そして我々が長年このやってきた買い物支援サービスをひとつ連携をしてやっていく、先ほど宮内課長も申しましたようにこれ全国で初めての事例で、実際近々知事もここに視察に来ていただく予定が入っておりますし、非常に注目を今頂いている、いわゆる過疎地域の課題解決の一つの、まさに実施、ある意味では全国から見れば実証実験のようなものでもございまして、そういう観点から国のほうも非常に注目をしている事業だということであります。

ですので、丸久さんはやはり一つの上場企業でもありますから、いわゆる利益ということに対しては非常に――株主が相手になってまいりますので、非常に責任を持っておらえる中で、一方で、やはり上場企業としての社会的貢献ということ、こういう

ことも加味されて、やはりこの津和野町に進出をしようというのは大きな、丸久さんにとっても挑戦であり、そしてまた今の日本全体の課題を解決する一翼を担えることになれば、そんな思いで出てきていただいているわけでありますから、我々はやはり福祉面をはじめ行政的な観点から、丸久さんとしっかり連携をしてやっていくというふうに考えております。

このたび集落支援員を送るというのも、まずはその一環でもあるというふうに理解をしていただきたいと思います。

集落支援員は、国の交付税を頂きますので、人件費部分と、あと事業費部分というのがありますので、それを丸久さんのほうに委託として出させていただくということでありまして、それをまごころ便等にも使っていただくわけであります。

ただ、まごころ便は基本的には利益が出るものではありませんので、だから集落支援員の委託の事業費と予算と、それからそこから上がる収益でそこを一つまとめにして、いわゆる経費部分を賄っていただくというやり方であります。

ですから、それを全部含めても、まごころ便だけを捉えるとなかなか利益が出るとこまでいかないんじゃないかなというふうには思っていますけれども、持続可能という意味ではある意味少し利益が上がるようなこともしていただかないと、持続可能につながっていきませんので、そこは我々も大きな目で見ながらいろんな連携事業をしていくということになるかと思っております。

今回３月議会に指定管理者の指定の案件を出させていただきまして、御存じのことかと思いますが、大半の公共施設の指定管理者は５年契約でやっております。

しかし、このたびのこの商業施設については１０年契約ということでありまして、ここは非常に、宮内課長はじめ、やはりまずは１０年というところをちょっとほかの指定管理施設とは違う長い期間をお願いしたい、そこで１０年というスパンでひとつ安定した形で我々と相互の協力の事業を軌道に乗せていきたいという思いがあります。そこに、この丸久さんも１０年という我々の思いに、これは、いろいろ丸久さんの中には、まあ、役員会でもいろいろ議論があったと伺っておりますけれども、最終的には１０年ということで契約をしていただいたということで、本当にありがたいことだと思っていますので、もちろん町内にはほかの商業施設も、民間の施設もありますの

で、そうした方々への配慮から公平性、バランス、そういうものはしっかり考えた上で、そしてこのたびの丸久さんとの、いわゆる福祉的な観点からの行政としての連携というものを十分配慮して、一緒の連携を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ですので、町としてもしっかり、これで民間任せということではなくて、いわゆる公平性とか、そういう公共のものが取り組むことができるという、そこのしっかり名目が立つ範囲の中で、しっかり連携をしながらこの事業が軌道に乗るように努力をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　行政も責任を持ちながら続けていかれるということで、長年頑張って働いてきて、年を取って安心してこの町で住み続けられる町ということで一歩でも近づくんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で１０番、寺戸昌子議員の質問を終わります。

……

○議長（草田　吉丸君）　ここで１０時１０分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

……

午前10時10分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序６、１番、道信俊昭議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　最後の一般質問になりますので、よろしくお願いいたします。

どういうふうになるんですかね。（発言する者あり）先に答弁。先に質問。

○議長（草田　吉丸君）　はい。

○議員（１番　道信　俊昭君）　そうですね。はい。

今回、選挙管理委員長に出席していただきました。選挙管理委員会というのは、人の生活とか人生を左右する重要な組織なので、代表である委員長の言葉を直接聞きた

いと、そういうふうに思いましたので、質問をさせていただきます。

まず最初は、以前、私が、２年前ぐらいですかね、選挙の看板と図面について見直しを図ったらどうかというふうに提案いたしまして、その後どのようになったのかなあということを、町民の方からも聞かれておりますので、これをこのあたりで一度確認をしたいというふうに思っております。

それから２番目ですね、選挙文書の配布についてっということなんですが、嘱託員の方、これもまた町民の嘱託員の方なんですけども、かなりの軒数を配る、大体１回に配る時間が１時間半ぐらいという方から――大体８０軒ぐらい持っておられるそうなんですけども、その人から――確かに嘱託員としての仕事としてはちゃんとやっているんですけども、選挙管理委員会の文書配布というものは、それに対して、組織が違うのに何でこれも一緒に配られるんかのうというようなことがありまして、そのような時間……

１回の選挙で大体３回ぐらいの割合で配られるということなんで、それに対して全く費用弁償とかがないと。ほかの選挙に関して立会人の人とか等々は多分報酬をもらっておられると思うんですけども、その人達に対して、なぜ我々はそういうものがないのかなという声がありまして、それでは一度、公の場で確認を取ってみたいというふうに思いましたので、今回、２番目の質問といたします。

それから、３番目なんですけども、選挙権、被選挙権に対しての質問でございます。この質問は、ここに判例集を持っているんですけども、判例集の、これは判例タイムズ、これを持っているんですけども、これを見ましたところ、最高裁判所の判例並びに、大阪地裁だったと思いますが、これの判例を読みましたところ、この、選挙権、被選挙権のある者はどういう人かっというのが書いてあるんですけども、「日本国民で選挙権は満１８歳以上、被選挙権は満２５歳以上であり、引き続き３か月以上その市区町村に住所のある者」とあります。

ところで、まあ先ほども言いましたように、最高裁判所の判例では、「公職選挙法の住所というのは、その人の生活に最も関係の深い一般生活」――私生活ですね、それから全生活の中心を、まあ、そのほかにいろいろあるわけなんですけども、「一般生活、全生活の中心をなすものと解すべき、私生活面の住所、事業活動、仕事の住所、

政治活動の住所と分離して判断すべきではない」というふうに判例がなっております。判例ですから、個々のものに関しては違いがあるわけなんですけども、一応これを冒頭に掲げておきまして、それで、具体的な質問に入るわけなんですけども。

まず、１番目です。選挙権、被選挙権を有しているかいないかを調査するきっかけは何なのか。これ、そういう情報があったというようなことがありますけども、そのきっかけというのは何なのかと。

２番目が、町選管の実態調査はどこまでするのか。例えば、住民票の有無、電気、水道、ガス、それから駐車場とか、大体、あと残り１４項目ぐらいあります。その地域での社会活動――活動ですね、商店会とかあるいは自治会とかでどのような仕事をしているか、働きをしているかということです。

３番目が、調査結果を踏まえ、本人に事実確認をするかどうか。

４番目が、町選管の場合は、島根県の県選管というのがありますが、これは縦系列ではないです。ではありますけども、今までの経緯からしたら大体こういうときには、県選管に相談をしているというふうなことを聞いておりますので、県選管に相談をどういう形でするのかなっていう形のものを教えてもらいたい。

５番目が、この項目、選挙権、被選挙権に関して違反と判断したとき、選挙人名簿からの削除はどういうタイミングでするんかなあというふうに思っております。何か月に１回とか、半年に１回とか、年に１回とか、そういうようなところですね。

それから、違反と判断したとき警察への刑事告発というものをするのかどうかというようなことも含めて、まあ、かなり多岐にわたっておりますけども、これをまず、質問したいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　森元選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（森元　　眞君）　議員さんの御質問にお答えいたします。

第１に、選挙看板と図画について。

令和４年６月議会においてポスター掲示場の看板及び場所を示す地図について御質問を頂きました。その後、同年９月に選挙管理委員会において協議し、実際には、５年の３月６日に委員会に上程し、令和５年４月の島根県知事及び島根県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場について、設置数を見直しております。箇所は、

２１２か所から１５７か所に減となっております。

なお、全体地図の画像精度については、手直しは行っておりません。何か機械の調子が合わないようで今の段階ではできないらしくてやっておりません。

次に、選挙文書の配布について。

各地区の嘱託員の皆様と結ぶ事務委託契約の中に、委託事務として「選挙公報の配布等」も規定されておりますので、これに基づきお願いしております。

よって、費用弁済等は別個で支払ったりしていることはありません。

次に、選挙権、被選挙権について。

（１）選挙人から請求があった際に、調査を行うことになっております。

（２）選挙人名簿の登録は、住民基本台帳の記録に基づき行われますので、調査に当たっては、住民基本台帳担当部局である税務住民課と十分な連携、調整が必要になりますが、その内容について特に決まったものはありません。

（３）及び（４）調査結果を踏まえ、本人に事実確認をするのかということに対して、また、県選管に相談するのかということに対して、状況により判断することになると考えております。

（５）違反と判断したとき、名簿から削除はいつするのかということに対して、調査の結果、住民基本台帳部局が住所を要しないと判断した場合には、当該者の住民票が削除されますから、これに伴い当該者については、選挙人名簿に転出の表示又は名簿から抹消することになります。

（６）違反と判断したとき、警察への刑事告発をするのかということに対して、住民票の削除や選挙人名簿からの抹消が行われた際には、まずは、当該者に対して現実に住所を有している市町村へ転入届をすることなどを周知する必要があると考えます。

簡単ですけど、以上です。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それでは、最初の答弁を踏まえて２番目の質問をしますけども、そこの自席でお答え願って結構ですので、できるだけ、イエスかノーかっという短いフレーズで、できるだけいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

名簿に記載する要件なんですけども、１つは、住民票に載っているか載っていないか、要するに住民票があるかないかということですね、それと、もう一つは、選挙がある３か月前以上の居住実態があるか、この２つだろうと思うんですけども、この２つで間違いはないですか。どうぞ。

○議長（草田　吉丸君）　森元委員長、起立でお願いします。

○選挙管理委員会委員長（森元　　眞君）　間違いありません。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　次は、生活の本拠。ですから、居住実態の調査。調査というのは選管がするのですか、お答えください。

○議長（草田　吉丸君）　森元選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（森元　　眞君）　住民基本台帳部局と一緒にこれを行います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　今のあれでは、住民課が一緒にするということですか、それとも選管独自でするということですか。どっちかなあと思って。イエスかノーかだったら、選管独自でするわけではないということですか。それをちょっとお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　森元選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（森元　　眞君）　そうです。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それでは、その後に、判断ですね、選挙名簿に載せるか載せないかの――調査は、今分かりました――判断はどこがするのかということが知りたいんですけども、これは選管独自でやられるのか、今言われたように協議してされるのか、そのあたりをお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　森元選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（森元　　眞君）　住民票基本台帳部局と一緒に協議しながらやります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　選管というのは、町とは全く別な組織ではあるんです

けども……。

それでは、今２つ言われたんですけども、どちらに責任がありますか。選管にあるのか、私考えたときに、今、この答えの５に調査の結果、住民基本台帳部局、税務課ですね、が住所を有しないと判断した場合には、というような書き方がしてあるんですけども、これでいくと、町が判断するという形に見えるんですけども、実際には最終的な判断というのは選管がするというふうに考えてもよろしいですか。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員、今質問ですが、非常に事務的な部分もあると思いますが、やはり選挙管理委員長でないとあれですけど、担当課の回答ではいけませんか。

○議員（１番　道信　俊昭君）　駄目です。

ちょっと、議長。

○議長（草田　吉丸君）　はい、道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　イエスかノーかで、できるだけ――私も、イエスかノーかでお答えできるようにちょっと質問しておりますんで。

○議長（草田　吉丸君）　森元選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（森元　　眞君）　住民基本台帳部局にデータがないということになれば、当然、選挙管理委員会でどうこうするということはできませんので、当然、選管では抹消ということになると思います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　今の答弁ですと、税務課が判断すると、そして税務課の責任において記入するんで、選管は責任がないというふうに受け取れるんですけども、ちょっと、これはもうそれで置きましょう、と思います。

次は、これ調査された結果。あなたは選挙人名簿から外れましたよ、と、言うことは、次の選挙の投票用紙が来ないということで判断するということに解釈してもいいですか。これは、ちょっとほんなら事務局で……。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　仮にですね、仮にですけども、今の住民票の消除をされた場合には当然、選挙管理委員会の名簿からも削除されることになります。

そのタイミングとしまして、例えば市区町村のほうに転入届をされたとか、まあ……

○議員（１番　道信　俊昭君）　いや、簡潔にポンとでいいです。

○総務財政課長（益井　仁志君）　消除する時期にもよるとは思うんですけれども、次の選管でもし削除されておれば、当然選挙人の名簿から外れますので、入場券については行かないということになってまいります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　ということは、逆に言えば投票用紙がきたら名簿から外れてないという解釈でいいですか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　おっしゃるとおりです、はい。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　これは、私なんか大学生のときに――住民票、今はどうか知りませんよ。だからそれを聞くんですけども――大学生のときに住民票を移していなかった。もう、親元のところにあったわけですけども。今も大学生が行ったときの居住実態というものは調査しているんでしょうか、ということをお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　ただいまの議員の御質問の大学生の居住実態というところでの御質問に回答いたします。

原則としては、大学等で住所地が変わられた場合には、変更があれば１４日以内に住民票を移すということが必要です。これは、住民基本台帳法による法的ルールでありまして、違反した場合には５万円以下の過料が科されるということでございますが、住民票を移動しないということに正当な理由がある場合には、手続をしなくてもよい、過料が科せられることはないということになります。

具体的には、大学生の場合は転居が一時的なものであり、近いうちに元の住所に戻る見込みがある、それから、生活の拠点が変わらない場合、そういったケースとして、大学に通うためにひとり暮らしをする場合、卒業後に地元に戻る予定であれば一時的な転居とみなされます。

それから、夏休み等の長期休暇中に地元へ戻る人も多く、その場合は生活の拠点も変わっていないといえます。したがいまして、大学への進学に伴うひとり暮らしで引っ越しをする場合、住民票を移さなくても違法性を問われる可能性はないというのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　質問したのは、選挙人名簿のことですんで、選挙人名簿に記載するかしないか――住民票のことはちょっと横に置いといて――選挙人名簿に記載するかしないかというのは、さっき、一番冒頭で確認取りました、選挙のある３か月前に居住実態があるかどうかということが、選挙人名簿に登録するかしないかという要件になっておりますんで、大学生の場合、津和野町ではそういうことを調査しておりますか、ということがちょっと聞きたいんで、しているかしていないかだけでいいですので。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　特別な実態調査は行っておりません。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　お聞きするようなことはこれで大体終わったんで、委員長、一応ここでこの件に関しては終わりとしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　それでは、森元選挙管理委員長におかれましては、御退席をされて結構でございます。お疲れさんでした。

〔森元　眞選挙管理委員会委員長　退席〕

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それでは次に――項目変わります。

情報開示ということなんですけども、憲法においては、御存じのように「国民の知る権利」、それから法律では「情報公開法」があり、本町には「情報公開条例」というものがあります。町が有する文書は、公開が原則であります。

ただ、条例には「非開示」の条文があるんですけども、どういう場合に非開示にな

るかということを、ここで一度きちんと答えを願ってみたいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　具体的に。道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　すいません。私の質問はいつも町長にお答え願っておりますので、町長、よろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　あ、そうか。はい。すいません。

（２）が、非開示を不服とした場合は、「情報公開不服審査会」に申し出ることができますが、具体的に言えば、これ、会のメンバーは誰ですかという、ちょっとあまりにも具体的ですけども。要するに、ちゃんと会というものが存在するのかどうかということを、確認のためにお伺いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、情報開示についてお答えさせていただきます。

津和野町情報公開条例において、実施機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会）の長は、公文書の開示の請求があった場合は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記載されているときを除き、開示請求をした者に対し、当該公文書を開示しなければならないと規定されております。

また、条例に規定する不開示情報とは、次のとおりでございます。

（１）法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により開示することができないと認められる情報。

（２）個人に対する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報。

イ、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報。

ウ、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報。

エ、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報。

（3）法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を含む当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危惧又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの。

イ、実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないとされているもの。その他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの。

（4）開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報。

（5）開示することにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報。

（6）実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

（7）監査、検査、取締り、訴訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、事業経費その他実施期間の事務又は事業に関する情報であって、開示することによって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとされております。

公文書の開示につきましては、実施機関の長が不開示情報に該当すると判断した場合は、開示できないこととしております。

２つ目の御質問でありますが、津和野町情報公開不服審査会は、津和野町情報公開条例第１７条の２第１項の規定による実施機関からの諮問に応じ、審査請求について調査審議するために設置するものでございます。

委員につきましては、津和野町情報公開不服審査会条例において、必要に応じて識見を有する者から町長が任命することになっており、諮問があった場合に関係機関等に選任の依頼をすることとしております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　今の不開示情報の、これは、条例に書いてあるそのままではあるんですけども、逆に言えば、これ以外には不開示することはないということではあるんですが、この、一番最後のとこの「町が不開示情報に該当すると判断」というのは、そんなことってあるんかなあという感じがするんですけども、まあ、急にではあるんですけども、ある可能性があるということでしょうか、町長。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　こうして、情報公開条例の中に不開示情報が詳しく書いてあるわけでありますが、しかし、一つの情報公開請求があったときに、それぞれのいろんなケースがあるわけでありますので、その一つ一つのケース・バイ・ケースで、これは不開示情報に当たるのかどうかということが、誰かが判断をしていくわけでありますから、それは最終的に実施機関の長が、そのケースに応じての判断をしていくということになると思っております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　町長が判断して、それで終わり、というわけではないですんで、その後に不服審査というのが出てくるわけなんですけども、この不服審査に関して、審査会というのができて当然、条例に上がってますんで、できているというふうに私は推測して、この件に関して、まあ、具体的に言うたら会議録の情報開示請求を昨年の９月２９日に不開示情報、会議録の情報開示を請求しました。９月２９日ですよね。その後に、私、不服なんで、１月の１８日に不服審査会に請求を起

こしたんですが、これでどういうふうになっているかということではあるんですが、できてましたかいね、できてないですよね。

○議長（草田　吉丸君）　町長。（発言する者あり）町長。

○町長（下森　博之君）　御自身から、今実際にこの不服審査の請求をされたという御発言がありましたので、それを前提に私のほうから、ここで、こうした一般公開の場になりますから、それに基づいて回答もさせていただきたいというふうに思いますけれども……。基本的に、この不服審査の申請があって、必ずも普段からその審査会のメンバーというのは固定されているものではないということになりますので、その申請があったら、その申請内容に応じて、審査会のメンバーはその都度決定をしていくということになります。

例えば、選挙の関係でありましたら――例えばの話としてこれは聞いていただきたいと思いますが――弁護士さんであったりとか、司法書士さんであったりとか、そういう方々に私どものほうからお願いをする、あるいは、戸籍事務に関しての何か情報公開が不服をされて、申請があったときには戸籍に精通された専門の方をその審査会のメンバーにお願いをすると、そういうようなやり方で行っているというところであります。

ですので、今回もその請求がありましたわけですから、それに従って、どういうメンバーをこの審査会のメンバーになっていただくか、というのを検討してきたといったところでありまして、これからそれを依頼をしていくという段階にあるというふうに、その手続的なところは事務局から私は聞いているところであります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それで、津和野町の情報公開事務取扱規程というのがここにあるんですけども、この中にはこのように書いてあるんですよ。

不服審査会の開催、第３８条「総務担当課は、審査請求担当課から不服審査会への諮問の手続が行われたときは、速やかに」、ここですよ問題は、「速やかに不服審査会を開催する手続を取らなければならない。」というふうに規程をしているわけなんですね。

速やかっていうことを、どういうふうに解釈するかということになるんですけども、

私がさっき言うたように１月の１８日に不服審査会に請求を出している、今はもう４月になろうとしている。多分これは、予算もついてないんじゃないかな、そのメンバーに対する予算もついてないんじゃないかなあというふうに思ってはおるんですけれども、ですから、審査会が速やかにできる状態ではないというふうに、私は思っているんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。このあたりからは、担当課長でもよろしいんでお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　さっき町長が申しましたとおり、審査会につきましては、まあ、ケース・バイ・ケースで、内容によって、今の審査会のメンバーを決めるといったところでございます。それに基づいてやることによって、お願いすることに関しましてもそうですし、若干、時期がなかなかタイムリーにできないというのも現状だというふうに思いますが、予算につきましても今の当初予算で今回の報酬についてはつけておりますのでということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　これ、もう結果論になりますのでね、もう実際に、時間は過ぎていますけども、町民は困っているわけなんですよね。

情報公開を求めて、それに対しての不服があった場合云々という手続に関して、今のように、次の当初予算でという、これが、今すぐ当初予算が来たからよかったようなものの、これが時期によっては、はるか向こう、みたいなことになると、当然、こういうようなことはないとは思うんですけども、こういうようなことをきちんとやっておかないと、今のように何があるか分からないということになりますので、もうとにかく、速やかにをどういうふうに解釈するかということではありますけども、町民にとっては困った状態であることを考えたときには、きちんともうその予定を立てておくというふうにぜひやっていただきたいということがあります。もうちゃんと、これ、規定にもあるわけですから、そのあたりはぜひ頑張ってやってもらいたいというふうに思っておりますから、ちょっとお答えを。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　ですので、審査会については、先ほど町長も申しま

したとおり、これからメンバーについてお願いをさせていただいて、できるだけ早い時期に行いたいというふうに……。ただ、これ、メンバーが決まらなければなかなかできませんので、できるだけメンバーを早く決めて、審議会を開催したいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　課長、できるだけ早くということを肝に銘じておいてくださいよ。

それでは、最後の質問に入りますが、なごみの里道の駅の前に予定されているホテルについてでございます。

これが町長方針の中に入ってなかったので、これまで、私が何回か機会に応じて質問をしておりまして、どういうふうになっているのかなと。いっとき地質調査といってやぐらが建っておりまして、急遽、撤去されて、掘った深さなんていうのは５０センチぐらいじゃないかなというふうに現場を見て思ったりなんかして、すぐになくなって、その後は、全く何の動きもないというようなことを周辺の人から聞いたときに、前回は秘密会があったりとか、８０％はオーケーだとかという言葉を聞きながらも、この方針の中に入ってない。どういうふうになっているのかなというのがありますので、このあたりをお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、なごみの里道の駅の前に予定されているホテルについてお答えさせていただきます。

現状、予定されているホテルにつきましては、建設予定地の土地賃貸借契約書の精査を行っているところです。

事業者の説明によりますと、昨年の時点で、今年の早いうちに正式に発表がされるということでありましたが、エネルギー価格の上昇による資材費等の高騰のため、当初見込んでいた計画よりも半年は遅れるとのことでございました。

今のところ、事業者が発表する時期は未定でありますが、開業に向けて協議を継続している状況でございます。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　契約書の精査、精査というのは何をもって精査というのかよく分からないのですけども、これ、どこまで、前は、まあ、８０％というのは途中で削除されましたけども、もう一度、パーセントを言うとしたらどのあたりのパーセントと理解していいのか、もし、お答えできるんだったらお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　８０％というのは、そこにあまり根拠のあるものでは、もともとないわけでありまして、それを基に、じゃあ、今何％だと言われても、それはもう、お示しをするというようなことにはならないというふうに思っております。「決して後退しているわけではない」とだけは言わせていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　再確認ですけども、かなり前向きに進んでいるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　開業に向けて、先ほどもお答えしたように協議が進んでいるということであります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、１番、道信俊昭議員の質問を終わります。

ここで１１時１５分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩

……

午前11時15分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．議案第５７号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３、議案第５７号令和５年度旧津和野町役場第２庁舎撤去工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　本定例会でお願いをいたします案件は、契約案件１件、補正予算案件１件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第５７号でございますが、令和５年度旧津和野町役場第２庁舎撤去工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、議案第５７号令和５年度旧津和野町役場第２庁舎撤去工事請負変更契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和５年度旧津和野町役場第２庁舎撤去工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の内容は、変更前の金額５，４９４万５，０００円に変更額１７２万３，７００円を増額し、契約の金額を５，６６６万８，７００円とするものでございます。

契約の相手方ですが、住所、島根県鹿足郡津和野町高峯５６６番地１、氏名、有限会社ナガヨシ技建代表取締役、永吉伯亨でございます。

次のページに資料といたしまして、工事請負変更仮契約書を添付しておりますので、御確認をください。

続きまして、変更契約の概要についてご説明いたします。参考資料１を御覧ください。

１．当初契約の概要につきましては、記載のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

２．に、変更の概要を記載をさせていただいております。

変更契約額並びに増減額につきましては、先ほど御説明をしたとおりでございます。

主な変更理由でございますが、１つ目といたしまして、旧津和野町役場第２庁舎倉庫内の煙突につきまして、実施設計時点において調査が不可能であったため、工事中

に調査を行った結果、レベル２のアスベスト含有が認められ、除去作業を追加する必要が生じたため。２つ目といたしまして、廃棄物処分費について、実績数量の減が生じたため。３つ目といたしまして、撤去工事終了後の転落防止など安全対策として、敷地周辺の柵設置等を行う必要が生じたためでございます。

参考資料の２に、全体の配置図がございます。こちらのほうに、先ほど御説明いたしました、レベル２のアスベスト除去を行った箇所と３つ目のところで御説明しました、撤去工事後の安全対策の箇所について、赤色で示しておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　変更理由の中のレベル２のアスベスト、これはレベル何ぼまであって――レベル１が一番高い、危険度は。数字が大きくなるほど薄い、どっちですか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　アスベストの危険度は３段階ございます。一番危険度が高いのがレベル１という形になりますので、２番目というところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５７号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方

は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案第５８号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４、議案第５８号令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１０号）を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第５８号でございますが、令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１０号）についてでございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出予算それぞれ１０５億８，６６２万２，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第５８号令和５年度津和野町一般会計補正予算（第１０号）を御説明申し上げます。

まず初めに３ページを、タブレットでは６ページをお開きください。第２表、繰越

明許費補正の追加でございます。

土木費の長寿命化対策事業でございますが、道路規制に伴う地元周知及び道路管理者との協議に不測の日数を要したこと、また、コロナ禍後の需要増に伴い、工期内の製品納入が困難となり、年度内の完了が困難となったことから、１億６，３５０万８，０００円を繰り越すものでございます。終期は令和７年３月末を予定しております。

災害復旧費の亀井家墓所災害復旧事業でございますが、地盤支持力確認試験の結果、補強土壁等の施工に十分な支持力が得られないことが判明したことにより、補助計画の変更や変更設計等の検討に不測の日数を要し、年度内の工事完成が見込みにくくなったことから６，０５８万１，０００円を繰り越すものです。終期は７月末を予定しております。

それでは、歳出を御説明いたしますので８ページを、タブレットでは１０ページをお開きください。

災害復旧費の過年社会教育施設災害復旧費では、委託料として亀井家墓所災害復旧工事に伴う施工管理業務委託料３３万９，０００円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　３ページの、先ほど御説明いただきました道路長寿命化対策事業、どちらの橋の長寿命化になるのかをお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　この繰越明許費で補正をさせていただく道路長寿命化対策事業でございますが、晩越トンネルの修繕工事等がございまして、大きな要因は、そちらの晩越トンネルの繰越しに関わるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５８号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

○議長（草田　吉丸君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午前11時25分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員